木下大輔のＭＭＲ被害実態と大阪控訴審の判決を踏まえて

過去の失敗を真摯に認め、その反省の上にしか薬害はなくならない

過去の失敗をはっきりと国に認めさせ、徹底的に国の責任を追及していきます。

予防接種史上最多の被害者の苦しみを忘れささない為に闘います。

ＭＭＲ大阪薬害訴訟原告　　木下正美

今年４月２０日の控訴審での判決で、私達３家族の被害とMMR接種との因果関係を認め、国の過失責任も１審同様に再度認め、勝訴の判決が確定しました。

しかし、死亡との因果関係を否定された１家族は、この判決を不服として最高裁へ上告しました。不当な判決に屈しない為、裁判は最高裁に場所を移して続きます。
今後とも引き続き、皆様方のご支援をよろしくお願いします。

先月の8月24日に、全国薬害被害者団体連絡協議会が毎年8月24日に行っている「薬害根絶デー」において、控訴審の勝訴を受けた要求書を、**川崎二郎**厚生労働大臣に渡しました。
今日引き続き、厚労省交渉を行います。

ここで、私達が受けたＭＭＲの被害の実態についてお話させていただきます。
ＭＭＲワクチンは、平成元年に市町村単位で導入され、その年の9月に息子は産まれました。平成3年6月25日・１歳９ヶ月の時にこのワクチンを接種し、2日後に意識不明となって小児科の集中治療室に入院する事態になりました。入院中は首から下が全く動かせず、呼吸する機能すら失われてしまったので24時間、人工呼吸機を外せない身体になり、入院中一度も家に帰ることもできず、2度と意識を回復することなく、1年1ヶ月後の平成4年8月8日にこの世を去りました。

私の子供の命を奪ったＭＭＲは、はしか、おたふく風邪、風疹の３つに病気を１回の注射で予防できる夢のワクチンとして、はしか単独ワクチンに代わって、平成元年から積極的に導入されました。しかしその実態は、何週間も入院を余儀なくさせた無菌性髄膜炎や、死亡・重篤な副作用等にあった乳幼児が、中止されるまでの４年間で、認定されただけでも１０４０人という予防接種史上最悪のものでした。
ちなみに長年接種されてきた、はしはワクチンの被害認定者は平成15年までの総数で１９９人ですので、どれだけ被害者数が多かったか、だれにでも解ると思います。
しかも、製造者である阪大微研は、成績を良く見せかけるために、副作用が多い原液を無断で混ぜ、薬事法違反で営業停止処分さえ受けています。
国は導入当初から、後遺症や死亡した例が出ているのに、重篤な被害情報を隠し、一旦中止し安全性を確かめるといった、常識的な行動すら起こさず、接種を受ける親に全責任を押し付け、被害児を増やし続けていきました。
まさに、薬害そのものです。

私たち原告は、国や阪大微研を許す事は出来ず、大阪地裁に提訴してから9年が経った平成１５年３月に判決が下りました。阪大微研の過失を認め、国には監督義務違反での責任を認めました。

阪大微研は自らの責任を認めましたが、国は当時の予防接種行政は適切であったと責任を認めず控訴してました。

今までの厚生省交渉での席では、健康な子供を苦しめながらもほとんどが後遺症を残さず回復したのだから、１０４０人という被害認定者自体も決して多くないと、厚生労働省の役人は繰り返し、何ら反省の言葉を聞く事はありませんでした。
　国の責任がはっきりした今回の交渉で初めて、当時の対応の遅れをはっきりと認め、不十分な点はありますが予防接種検討会の実施を現行の１回／年から、２～４回／年に増やし副作用情報の収集やワクチンの良否判定をし、重篤な被害情報が入ったなら、一旦中止を含め検討していくとの回答を得ました。
勝訴判決を盾に、ますます改善要求をしていきたいと考えます。

　しかし現実は、厚労省はMR２種混合ワクチンを導入し、薬事法違反した阪大微研のMRも普通に使用されています。
　判決から４ヶ月以上経ったにもかかわらず、MMRの国の過失責任について具体的な改善策を打ち出すことなく、なぜまたMR２種混合ワクチンを強制し続けるのか。ふたつのワクチンを混合する必要があるのか。しかも２回接種して安全なのか？　国民にきちっとした必要性の説明もなくむやみに導入し、親や接種医や市町村の担当者に混乱を与え続けています。MMRの反省の元に、MR導入後に悲惨な被害児を２度と出さないように、また一人でも重篤な副作用が出た時点で中止し元に戻すといった体制を早く確立できるように、私たちは監視し指摘していかなくてはなりません。
　予防接種を受けるのは、まだ言葉も話せない小さな子供達なのです。国が多くの被害者を出しながら何の対策もとらなかった無作為の行為に対して絶対許せないと追求し、予防接種行政が本当に子供の側を向いたものになり、私たちのような被害が繰り返される事がなくなることだけを訴え続けます。

判決で的確に指摘されている通り、過去の予防接種行政の失敗を真摯に認め、その反省の上にしか薬害はなくなりません。
私たち被害者に対して、国の無責任な行為が、どれだけの悲しみを産み、今その悲惨な悲しみが続いているのか、はっきり自覚し責任を認めて、私達被害者全員に謝罪して下さい。
過去の予防接種および薬事行政を反省した上で、本当に子供達の健康をめざしたものとなるようにして下さい。
利権やお金や厚労省の役人の安住の目的ではなく、子供達の健康と幸せだけを目的として下さい。

この勝訴判決をもって、私達のような悲惨な被害が二度と繰り返される事のないように、全ての予防接種の安全確保の為に、闘い抜く覚悟です。